

I 平成 21 年度 of 取組結果

平成 21 年度において、便益算定の前提となる需要予測が妥当であるか、目標の達成度合いが低調であるにもかかわらず、原因分析が行われていないのではないかなどの疑問が生じた 8 行政機関に係る 35 件の政策評価について、評価の妥当性を確認するため事実関係の把握・整理を行い、政策評価・独立行政法人評価委員会政策評価分科会に報告の上、改善の方向を指摘した。その結果、各行政機関において当該指摘を踏まえて改善措置が講じられることとなった。

(取組の結果見いだされた一般的な課題)

今後の評価の質の向上に向けて、本年度の取組の結果見いだされた一般的な課題を整理すると、以下のとおりである。

(1) 公共事業の評価に関連する事項

(費用対効果分析マニュアルに関して留意すべき事項)

- ・ 費用対効果分析マニュアルについては、その内容に不備がないかその他必要な見直しを行い、費用対効果分析を行う際の有効な手引書となるようにしていく必要がある。
- ・ 費用又は効果を算定する適切な手法が確立していないものについては、その算定手法の確立に向けて知見の蓄積を進め、費用対効果分析マニュアルの改定につなげるなど、より精度の高い費用対効果分析ができるようにすることが望まれる。

(費用対効果分析の方法に関して留意すべき事項)

- ・ 費用対効果分析マニュアルと異なる方法による評価を行う場合には、当該評価方法をとる必要性、その妥当性等について十分に検討を行う必要がある。

(需要予測等に関して留意すべき事項)

- ・ 便益算定の前提となる需要予測等については、その根拠となる前提条件が現実的なものであるかについて検証を十分に行い、過大又は過小な推計にならないよう留意する必要がある。

(費用対効果分析の実施に当たって留意すべき事項)

- ・ 費用対効果分析を行うに当たっては、費用又は効果の算定の基準年、起算年、期間等を正しく設定し、また、すべての費用を遺漏なく算入する必要がある。
- ・ 費用又は効果の算定に使用する単価等のデータについては、当該データの妥当性等について十分に検討を行う必要がある。
- ・ 再評価に当たり便益又は費用の算定方法を変更する場合等には、その理由の説明に努める必要がある。

(2) 一般政策の評価に関連する事項

(実績評価方式による評価に当たって留意すべき事項)

実績評価方式は「あらかじめ政策効果に着目した達成すべき目標を設定し、これに対する実績を定期的・継続的に測定するとともに、目標期間が終了した時点で、目標期間全体における取組や最終的な実績等を総括し、目標の達成度合いについて評価」する方式である（基本方針（別紙）[実績評価方式]）。

このため、今後の評価に当たっては、以下の点に留意することが必要である。

- ・ 政策効果を測定する指標については、当該政策効果を測定するために十分なものを設定する必要がある。また、当該政策効果を測定するために適切な水準となっており、かつ、当該水準はあらかじめ数値化等により具体的に特定する必要がある。
- ・ 指標の測定方法の客観性を確保するため、データを加工して指標の測定に用いる場合には、適切な方法により行う必要がある。
- ・ 目標の達成度合いが低調又は目標の達成見込みがないような場合は、なぜそうなったのかについて十分な原因分析等を行う必要がある。
- ・ 設定した指標に係る測定の結果を踏まえ、評価の結果を導く論理を妥当なものとする必要がある。

(事業評価方式による評価に当たって留意すべき事項)

事業評価方式は「個々の事業や施策の実施を目的とする政策を決定する前に、その採否、選択等に資する見地から、当該事業又は施策を対象として、あらかじめ期待される政策効果やそれらに要する費用等を推計・測定し、・・・政策の実施により費用に見合った政策効果が得られるかなどの観点から評価」する方式である（基本方針（別紙）[事業評価方式]）。

このため、今後の評価に当たっては、以下の点に留意することが必要である。

- ・ 政策効果を測定する指標については、当該政策の効果測定のために十分なものを設定する必要がある。
- ・ あらかじめ設定した指標につき評価を行う必要があり、あらかじめ設定した指標を用いない場合は、その理由について説明する必要がある。
- ・ 実際に得られた政策効果が低調であるような場合は、なぜ低調な水準にとどまったのかについて十分な原因分析等を行う必要がある。